

■評価シート

第1編 ごみ処理基本計画

資料1

基本目標

施策		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ごみの年間総排出量	年度ごとの目標 (t/年)	71,495	70,990	70,531	70,096	69,571	61,095	60,629	60,044
	年度ごとの実績 (t/年)	70,030	69,225	70,573	70,131	71,404	63,693		
市民1人1日当たりの排出量 (ごみ排出量/365日/人口)	年度ごとの目標 (g/人年)	820	814	806	802	797	694	688	685
	年度ごとの実績 (g/人年)	797.4	783.7	797.2	792.3	803.7	714.9		
市民1人1日当たり資源物を除く排出量 ((ごみ排出量-資源物量)/365日/人口)	年度ごとの目標 (g/人年)	638	630	620	614	608	511	506	504
	年度ごとの実績 (g/人年)	642.1	630.9	642.4	629.9	631.9	538.0		
リサイクル率 (資源化量/ごみ排出量×100)	年度ごとの目標 (%)	24.3	25.3	26.1	27.0	27.8	30.9	31.3	31.9
	年度ごとの実績 (%)	22.0	22.1	21.8	23.4	24.6	27.8		
最終処分率 (最終処分量/ごみ排出量×100)	年度ごとの目標 (%)	10.0	9.4	9.0	8.5	8.1	7.5	7.2	6.5
	年度ごとの実績 (%)	10.0	9.7	9.9	9.2	8.7	7.5		
評価	市	B	B	B	A	B	A		
	審議会	B	B	B	A	B	A		
取組状況	取組概要	<p>ごみの年間総排出量は、前年度比7,711t減の63,693tとなりましたが、目標を達成することはできませんでした(目標達成率95.9%)。家庭系ごみについては、ごみ有料化実施に伴い、前年度比8,595t減の52,527tとこれまでにない減量効果が見られたものの、目標には及ばなかった一方で、事業系ごみについては、手数料改定の効果を見出すことができず、前年度比884t増の11,166tとなり、事業活動の再開や集積場所への排出制限に伴い許可業者への依頼が増えたことで増加傾向にあるものと推察されます。</p> <p>市民1人1日当たりの排出量は、前年度比88.8g減の714.9gとなりましたが、目標を達成することができませんでした(目標達成率97.1%)。また、市民1人1日当たりの資源物を除く排出量も、前年度比85.1g減の538gとなりましたが、目標を達成することができませんでした(目標達成率95.0%)。ともに、「家庭系燃やせるごみ」の減少が期待どおり進んでいないことが挙げられます。</p> <p>リサイクル率は、ごみ有料化実施に伴い、これまでにない増加幅を示し、前年度比3.2ポイント増の27.8%となりましたが、目標を達成することはできませんでした(目標達成率90.0%)。「家庭系燃やせるごみ」の中に、リサイクル可能なものが少なからず含まれているものと推察されます。</p> <p>最終処分率は、前年度比1.2ポイント減の7.5%となり、目標を達成することができました(目標達成率100.0%)。焼却灰の再資源化が計画どおりに進捗していることなどが挙げられます。</p>							
	取組概要に對する審議会評価	<p>【評価理由】 ごみ有料化に伴いごみ排出量が大幅に削減したこと、また、目標に対し、基準90%以上を達成できていることから、A評価とする。</p> <p>【取組概要に対する意見】 施策として効果のあるものないものを振り返り、足りないものが何かを明確にすること。また、家庭系ごみの有料化により、家庭系ごみに混入していた事業系ごみが、本来の事業系ごみにシフトした可能性も考えられるため、家庭系ごみと事業系ごみを明確に区別するためには、戸別収集が効果的である。また厨芥、プラスチック等のごみの種別内訳に立ち入って、市民行動の変化を把握する検討が必要である。</p>							
評価を踏まえた今後の方向性		<p>「最終処分率」を除き、各目標値を達成することはできませんでしたが、令和4年4月から実施したごみ有料化に伴い、各目標値については、大幅な改善傾向が見られています。今後につきましては、ごみ有料化の効果検証を進めてまいります。とくに方針Ⅱ-1-(1)-②(「今後の社会情勢を踏まえた集積場所のあり方、収集方法の検討」とごみの組成分析調査結果に基づく啓発活動に注力することで、各数値の更なる改善に努めてまいります。</p>							

【基本方針Ⅰ】ごみの発生抑制・再利用・再生利用の推進

1. リフューズ(要らないものを買わない・断る)の推進

施策		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終評価
①マイバック運動・レジ袋対策の推進		実施中 →	継続				→	終了		
評価	市	A	A	A	B	B	A			
	審議会	A	A	A	B	B	A			
取組状況	取組概要	4年度								
	取組概要に 審議会評価 に対する	4年度								
評価を踏まえた今後の方向性		<p>①ホームページでの呼びかけやチラシ配布等により啓発を行いました。また、指定ごみ袋取扱店舗において、レジ袋の代替として指定ごみ袋を販売することについて、引き続き働きかけを行いました。</p> <p>【評価理由】 市のホームページなどを使った啓発活動やマイバック運動、指定ごみ袋販売の働きかけは、活動実績として認められることから、また、レジ袋の有料化は国の施策として実現し、マイバックの利用は定着したことから、A評価とする。</p> <p>【取組概要に対する意見】 活動実績の呼びかけ、啓発はどのくらいの頻度で行ったのか(何回行う計画が何回できたのか)等、具体的に示すべきと考える。一方で、すでに目標は達成されたと捉え、評価対象から外すことも検討して欲しい。</p> <p>今後についても、レジ袋の代替として、指定ごみ袋の販売の働きかけは続けてまいります。マイバックの利用については、一定程度、定着している実態があり、これまで以上に啓発していく必要性が乏しいため、令和4年度をもって施策を終了といたします。</p>								

2. リデュース(ごみの排出を抑制する)の推進

施策		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終評価
①環境を意識したごみの排出抑制の啓発		実施中 →	継続						→	
②ごみ減量・リサイクル推進店の活動支援		実施中 →	継続						→	
③生ごみ処理容器等の普及の推進		実施中 →	継続						→	
④ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度の検討		情報収集・検討 →	継続						→	
評価	市	B	B	B	B	B	B			
	審議会	B	B	B	B	B	B			
取組状況	取組概要	<p>4年度</p> <p>①自治会等を対象とした環境学習会の中で、ごみ有料化実施に伴い、環境負荷の低減が成されていることをお知らせするとともに、プラスチック製容器包装類や古紙類の分別の徹底による「お茶碗一杯分のごみダイエット」を提唱しました。</p> <p>②リサイクル推進店の店舗数拡大に向けホームページ等を活用し周知を行いました。店舗数を増やすことができず、前年度と同様な店舗数(80店舗)となりました。</p> <p>③ホームページ等を活用しながら普及啓発に努めましたが、目標282基(令和3年度実績)に対し、目標達成率82.6%の234基(生ごみ処理容器89基(前年度比2基減)+家庭用生ごみ処理機145基(前年度比47基減))となりました。</p> <p>④ごみ有料化・手数料改定、フードドライブを行うとともに、プラスチック削減に繋がる取り組みを民間事業者と連携しながら進めました。</p>								
	取組概要に對する審議会評価	<p>4年度</p> <p>【評価理由】 ごみ減量・リサイクル推進店の活動支援において、一定の効果が得られなかったことから、B評価とする。A評価が2でB評価が2であるため、評価基準の重みづけの説明が不足している。ただ、有料化は何よりの「環境を意識したごみの排出抑制の啓発」策で、ごみ減量は市民が「リデュース」を心がけたからであると考えられるため、それは評価に値する。</p> <p>【取組概要に対する意見】 ②の推進店80店舗は、市場としても目いっぱい店舗数なのかどうか、数値目標などを立てて、訪問等の活動が必要である。</p>								
評価を踏まえた今後の方向性		<p>①あらゆる機会や様々な媒体を活用し、ごみの組成分析結果をお知らせすることなどで、排出抑制に関する啓発活動に努めてまいります。</p> <p>②平成7年10月から始まった「ごみ減量・リサイクル推進店」制度ですが、国の法整備が進み、多くの店舗が自ずと詰め替え商品の販売推進や過剰包装の取り止めなどを積極的に実施するようになり、制度開始時点と現在とでは、店舗を取り巻く環境が大きく変化しており、当該制度認定店舗とそれ以外の店舗との取り組みの差異が無い状況となっています。このような差異が無い状況の中、認定店舗のみを対象として活動支援を継続していくことは、それ以外の店舗からの不公平感を招くことに繋がる恐れもあるため、廃止を含めた制度のあり方を検討してまいります。</p> <p>③あらゆる機会や様々な媒体を活用し、家庭用生ごみ処理機のPRに努めるとともに、家庭用生ごみ処理機が生み出す効果額を見える化することで、予算を確保してまいります。</p> <p>④フードドライブを進めていくとともに、製品プラスチックのリサイクルの枠組みを構築してまいります。</p>								

3. リユース(繰り返し使う)の推進

施策		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終評価
①リサイクル市・フリーマーケット等の開催情報の提供		実施中 →	継続 →	終了						
②リサイクル品展示室の活用推進		終了								
評価	市	B	B	B	C	B	A			
	審議会	B	C	B	C	B	A			
取組状況	取組概要	<p>4年度</p> <p>①リサイクル市等の開催情報の提供については、既にミニコミ誌やインターネットによって情報収集を行う仕組みができており、市が積極的に情報提供を行う必要性は少ないことから、施策を終了することとしました。</p> <p>②令和4年度についても、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、令和3年度同様に出席が困難な側面もありましたが、市民活動団体との連携により、BRANCH茅ヶ崎2にて、リサイクル品展示を5回行い、また、コミュニティセンター等が行ったイベントにおいても、リサイクル展示を6回行い、合計の申込件数は127件となりました。また、自主財源を確保するため、リサイクル品当選者に対しては、「茅ヶ崎市ごみ減量化・資源化基金」への積極的な寄付を呼び掛け、寄付金は21,100円となりました。他方、令和4年度の初めての取り組みとして、資産経営課にて行っている官公庁オークションにおいても、リサイクル品を2点を売り払い(5,119円)、次年度以降も同様の活動が継続できるよう努めました。</p>								
	取組概要に 対する 審議会評価	<p>4年度</p> <p>【評価理由】 リサイクル展示会のほか、新規の取組を実施し、数値としても結果が出てきていることから、A評価とする。</p> <p>【取組概要に対する意見】 リユースについては、寄付金や売り払い金など具体的な金額が出ているため、目標金額を設定するなど、数値で評価できるとより良い取り組みにつながると考える。また、リユースの推進は、民間の活動を活用するのが望ましいと考える。</p>								
評価を踏まえた今後の方向性		<p>②リサイクル品展示については、引き続き、市単独による実施だけではなく、市民活動団体など多様な主体と協働しながら実施していく一方で、官公庁オークションにも継続的に出品することで、本施策の財源確保に努めてまいります。また、目標金額を設定することを含め、定量的に評価できる指標を設けることを検討してまいります。</p>								

4. リサイクル(資源として再生利用する)の推進

施策		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終評価
①剪定枝資源化の推進 (重要検討施策)		調査・研究 →	検討・方針の決定		→	→	実施 →	継続 →	→	
②適正分別のための情報 提供(重点施策)		実施中 →	継続 →		→				→	
③集積場所における適正 排出の指導		実施中 →	継続 →		→				→	
④家電リサイクル推進の継 続		実施中 →	継続 →		→				→	
評価	市	A	A	A	A	A	A			
	審議会	A	A	A	A	A	A			
取組 状況	取組 概要	<p>4年度</p> <p>①前年度約7t増の約606t(予約制収集は約99t、直接搬入は約507t)の剪定枝の資源化を行いました。 ②プラスチック製容器包装類等の適正分別に関するチラシを作成し、自治会回覧板及び広報掲示版で周知啓発を行いました。 ③環境指導員地区会議を1回(5月)開催し、環境指導員(357人)に集積場所の管理及びごみと資源物の分け方・出し方に関する啓発と、ごみの有料化に伴い発生している不適正排出及び問合せの多い分け方・出し方に対する指導を依頼しました。 ④「ごみと資源物の分け方・出し方」やホームページにおいて、家電リサイクル法対象品目や使用済小型家電の処理方法の周知啓発を行いました。使用済小型家電の回収量は、前年度比5,237kg減の20,617kg(回収ボックスによるものが198kg増の5,817kg、宅配回収によるものが5,435kg減の14,800kg)となりました。なお、宅配回収は前年度、コロナ禍における在宅時間増加に伴う家の片付けや、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のメダルをリサイクル金属で作る「みんなのメダルプロジェクト」を契機に、一時的に回収量が増加していたものと推察されます。</p>								
	取組 概要に 対する 審議会 評価	<p>4年度</p> <p>【評価理由】 剪定枝の資源化の推進など①～③の取組において、それぞれの効果や実績が見られことから、A評価とする。</p> <p>【取組概要に対する意見】 剪定枝の資源化については、実績値の上積みが必要である。小型家電の回収量減少については、原因の調査が必要であり、プラ新法への対応と共に、より効果のある周知方法の検討が必要である。</p>								
評価を踏まえた今後の 方向性		<p>①剪定枝の収集量の更なる増加に向け、引き続き制度周知を図るとともに、小中学校から排出される剪定枝の資源化を段階的に実施してまいります。</p> <p>②未だにプラスチック製容器包装類にビニール製品が混入するなど、誤った分け方・出し方が見受けられるため、そのような実態やごみ組成分析の結果などを、「ごみ通信ちがさき」等様々な媒体を活用し、多くの方々にお知らせしてまいります。</p> <p>③研修会、地区会議や施設見学会等を開催し、それらの機会を通じて情報発信を行い、環境指導員による集積場所における排出指導の支援を進めてまいります。</p> <p>④使用済小型家電については、ごみ有料化を初めとする排出抑制策が効果的に成されていること、また、家電量販店などの独自ルートによる処理フローが一定程度進んでいることが要因となり、その回収量が減少しているものと推察されます。今後についても、「ごみと資源物の分け方・出し方」やホームページ等を活用し、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象品目とそれらの適正な処理方法の周知を進めてまいります。</p>								

5. 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進

施策		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終評価
①「4R推進事業者行動協定」の創出(重点施策)		実施中 →	継続				→	終了		
②多量排出事業者における減量化等計画書の提出(重点施策)		実施中 →	継続						→	
③事業系ごみの排出状況の把握(重点施策)		実施中 →	継続						→	
④事業者の訪問(重点施策)		実施中 →	継続						→	
⑤事業系直接搬入ごみの分別指導(重点施策)		実施中 →	継続						→	
評価	市	B	B	B	C	C	B			
	審議会	B	B	C	C	C	B			
取組状況	取組概要	<p>4年度</p> <p>①SDGsの認知が広がり、自主的に4Rを推進する事業者が増える中、敢えて新たな枠組みを設けることの必要性が乏しいため、施策を終了いたします。</p> <p>②多量排出事業者(年間約60t以上排出)25社に減量化等計画書の提出を依頼し、25社から提出がありました(目標達成率100%)。</p> <p>③多量排出事業者(年間約60t以上排出)が提出した減量化等計画書を通して、前年度と比較したごみ発生量の増減理由や、古紙や食品残渣などのリサイクルによる減量化・資源化の取り組みを把握しました。</p> <p>④事業者への訪問を実施することはできませんでしたが、多量排出事業者に対して、減量化等計画書のフォローアップを行うとともに、フォローアップの中で、好事例の横展開を図りました。また、令和5年度実施予定の「ごみ有料化及び戸別収集に関するアンケート調査」の中に、事業者の事業系一般廃棄物の認識や減量意識について調査する項目を記載することとしました。</p> <p>⑤環境事業センターに直接搬入する事業者(主に許可業者)に対して、内容物調査(展開検査)を行い、適正分別の指導を行いました。</p>								
	取組概要に対する審議会評価	<p>4年度</p> <p>【評価理由】 重点施策となっているにもかかわらず、事業者への訪問が実施することができず、事業系ごみへの対応が十分ではなかったことから、B評価とする。ただ、コロナ禍において「事業者の訪問」に替わる施策ができていることは評価に値する。</p> <p>【取組概要に対する意見】 ⑤搬入物検査の分別指導は、直接指導して効果がなかったのか、あるいは収集運搬業者に対する指導にとどまっていたのかを分析し、今後の対応を考えることが必要である。また、好事例の横展開として、市内の事業者にも情報を渡し、各許可業者から市内事業者に排出抑制、資源化の推進の協力を依頼することを検討して欲しい。</p>								
評価を踏まえた今後の方向性		<p>②③減量化等計画書の提出率100%の維持し、計画書に記載のある取り組みのフォローアップを行うとともに、事業者の具体的な取り組みのうち、減量化・資源化の好事例については、他事業者への情報提供を行ってまいります。</p> <p>④事業系ごみの減量が進んでいないことを重く受け止め、効率的かつ効果的な手法を用いて、本施策を実施してまいります。</p> <p>⑤今後については、許可業者に対する指導にとどまらず、許可業者と連携してチラシを配布をすることなど、排出者に対して直接的な指導を行ってまいります。</p>								

6. 受益者負担の適正化

施策		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終評価
①家庭ごみ有料化導入の検討(重要検討施策)		調査・研究 →	検討・方針の決定 →				実施 →	継続 →		
②一般廃棄物処理手数料改定の検討(重要検討施策)		一部改定 →	検討 →				実施 →	継続 →		
評価	市		A	A	A	A	A			
	審議会		A	A	A	A	A			
取組状況	取組概要	4年度 ①②滞りなく、ごみ有料化・手数料改定を実施し、各施策の検証を進めるとともに、ホームページや「ごみ通信ちがさき」などを通して、収支状況や減量効果を公表しました。								
	取組概要に 審議会評価 に対する	4年度 【評価理由】 ごみ有料化と一般廃棄物の処理手数料改定により、ごみの減量の効果が表れ始めていることから、A評価とする。 【取組概要に対する意見】 ごみを減量するため、市民各々の減量化の取組を深堀して全市民に水平展開すれば、昨年対比で更なるごみ減量化の推進につながるのではないかと考える。								
評価を踏まえた今後の方向性		①②両施策の効果検証を進めるとともに、ごみ排出量の推移やごみ有料化収支状況などを市民や事業者の皆さまにわかりやすくお知らせしてまいります。								

【基本方針Ⅱ】資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築

1. 収集・運搬

(1)ごみを取り巻く環境の変化に対応した収集・運搬の検討

施策		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終評価
①効率的でバランスの良い収集区割の調査・検討		調査・検討 →	継続							
②今後の社会情勢を踏まえた集積場所のあり方、収集方法の検討		検討 →	継続							
評価	市	A	A	A	A	A	A			
	審議会	A	A	A	A	A	A			
取組状況	取組概要	<p>4年度</p> <p>①一部地域のごみ収集について民間委託を導入すること、また、ごみ有料化実施に伴いごみの減量化が進むことを見据えて、収集体制を再構築した結果、サービス水準を維持したうえで、令和3年度の体制からさらに1台減車することが出来ました。これにより、令和元年度の体制から3か年かけて合計6台を減車しました。</p> <p>②ごみや資源物を指定の集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者の世帯を対象に、ごみと資源物の戸別収集を行う「安心まごころ収集」を継続実施しました。利用者は、前年度比30世帯増の474世帯となりました。また、令和4年度からの制度拡大について滞りなく行うとともに、利用者申請後の面談時に、安心カプセルと近年市内で多発している特殊詐欺被害の防止啓発用のチラシ等を配布しました。</p>								
	取組概要に対する審議会評価	<p>4年度</p> <p>【評価理由】 収集体制がより改善されたこと、また、安心まごころ収集を適切に実施できていることから、A評価とする。</p> <p>【取組概要に対する意見】 減車できたことは良いことだが、減車の計画に対して実績を示さないと評価が難しいと考える。エネルギー価格の高騰などの社会情勢の変化に対応した収集計画の立案が必要である。また、安心まごころ収集の対象者の範囲が限定的であり、対象から外れる高齢者や障がい者など集積場所までごみを持っていくことが難しい市民への対策として戸別収集の検討が必要である。</p>								
評価を踏まえた今後の方向性		<p>①ごみ集積場所に排出されるごみの重量及び集積場所数の推移を勘案しながら効率的な収集体制を構築してまいります。また、今後、分別品目の変更等がある場合には、民間委託も含め、それぞれの費用対効果を比較をしたうえで、適正な収集運搬体制について判断してまいります。</p> <p>②当該制度が設ける要件と同様の状態にある方々についても、制度をご利用いただけるよう柔軟に対応してまいります。</p>								

(2) 環境と安全に配慮した収集・運搬の実施

施策		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終評価
①環境負荷の少ない収集車両の積極的な導入		実施中 →	継続						→	
②環境指導員との連携による集積場所の安全確保		実施中 →	継続						→	
③環境負荷の少ない収集・運搬技術の研究及び積極的な導入		実施中 →	継続						→	
評価	市	A	A	A	A	A	B			
	審議会	A	A	A	A	A	B			
取組状況	取組概要	4年度 ①新たな車両を導入することはできませんでしたが、次年度以降の導入に向けて、新しい収集体制を踏まえた仕様を作成しました。 ②地区ごとに環境指導員会議を開催し、集積場所の諸問題について意見交換を行い、集積場所の安全確保に努めました。 ③新型コロナウイルス感染症蔓延防止に配慮しつつ、安全運転の研修(1回)、安全作業の研修(2回)を実施し、収集運搬技術の向上を図りました。								
	審議会評価に対する	4年度 【評価理由】 環境指導員との連携及び安全運転の研修、安全作業の研修など運搬技術の向上に努めたものの、環境負荷の少ない収集車両を導入することができなかったことから、B評価とする。 【取組概要に対する意見】 厳しい財政状況であると思うが、環境負荷の少ない収集車両の導入(更新)を実行して欲しい。								
評価を踏まえた今後の方向性		①電気自動車については、インシヤルコストが数千万円、ランニングコストが他の収集車両の3~4倍かかることに加え、車載するバッテリーの航続可能距離が、現在の収集車両の1日当たりの走行距離を下回ることもあり、過去にそれらの導入を見送った経緯があります。まずは、安全面を重視した計画的な車両更新に努めるとともに、環境に配慮した収集車両の仕様の調査・研究に努めてまいります。 ②自治会長や環境指導員との連携を通じて、集積場所の設置場所など排出される方と収集職員との双方の安全配慮に努めてまいります。 ③所内や外部の研修などを受講することで、安全運転はもちろんのこと、環境に配慮した運転知識や技術の向上に努めてまいります。								

2. 中間処理

(1) 中間処理施設の整備

施策		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終評価
①リサイクルセンターの適正かつ効率的な運営		実施中 →	継続						→	
②粗大ごみ処理施設の整備		計画・調査 →	旧炉解体、	基本設計等					→	
③焼却処理施設の大規模改修		改修 →	稼動						→	
④バイオガス化施設整備の基礎調査及び検討		終了								
評価	市	A	A	A	A	A	A			
	審議会	A	A	A	A	A	A			
取組状況	取組概要	<p>4年度</p> <p>①施設の適正かつ効率的な運営に向け、隔月で寒川広域リサイクルセンター長期包括運営責任業務委託運営全体会議を開催し、意見交換を行いました。中間処理された資源物の価値を高めるため、リサイクルの過程において運営事業者によるセルフモニタリングを6回実施し、品質向上に努めました。</p> <p>②旧焼却処理施設地下部の解体工事を完了し、事業敷地を確保しました。また、令和4年4月に公告した「茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備・運営事業」が建設資材の価格高騰に伴う建設工事費の上昇により、入札参加表明者が辞退し、入札中止となったため、事業スケジュールや事業費等を見直し、時期を大幅に遅らせることなく再入札公告を実施することができました。再入札公告においても、PFI法に準拠し、入札説明書や要求水準書などの入札書類等をホームページで公表し、公平性及び透明性の確保に努めました。</p> <p>③平成29年度に大規模改修を完了後、保守点検の結果に基づく適正な修繕を実施して性能水準を保ち、ごみの適正処理を行いました。</p>								
	取組概要に 対する 審議会 評価	<p>4年度</p> <p>【評価理由】</p> <p>②は、外的な要因も影響し、入札中止から再入札しリカバーできていること、また、各ごみ処理施設の適正な運営・整備が進められていることから、A評価とする。</p> <p>【取組概要に対する意見】</p> <p>ごみ処理施設の整備などスムーズに進めるべく、資源価格の高騰など、工事費の上昇などをに対応するための予算措置が必要である。</p>								
評価を踏まえた今後の方向性		<p>①セルフモニタリングの立会いや寒川広域リサイクルセンター長期包括運営責任業務委託運営全体会議に出席することで、寒川広域リサイクルセンターの適正かつ効率的な運営を確認してまいります。</p> <p>②建設資材の価格高騰に伴う建設工事費の上昇を踏まえ、補正予算による財政措置を行いました。今後においても事業契約を締結するために予算措置を講じることとし、引き続き、粗大ごみ処理施設整備運営事業者を選定するために所要の事務を計画的に進めてまいります。</p> <p>③適切な保守点検及び修繕を実施し、焼却処理施設の性能水準が保てるよう、適正な維持管理に努めてまいります。また、焼却処理施設の整備につきましては、十分な検討期間を設け、計画的に進めてまいります。</p>								

(2) 中間処理残渣の減量化・再資源化の促進

施策		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終評価
①焼却残渣再資源化方法の調査・研究		調査・研究 →	継続						→	
②焼却残渣再資源化の促進		実施中 →	継続						→	
③中間処理残渣の減量化・再資源化に繋がる中間処理技術の研究		研究 →	継続						→	
評価	市	A	A	A	A	A	A			
	審議会	B	B	A	A	A	A			
取組状況	取組概要	<p>①焼却残渣の再資源化について、前年度は計7社に委託していましたが、令和4年度は、委託業者のうちセメント会社1社が、原油価格の高騰などから、セメントの製造を中止することとなったため、熔融処理3社、焼成処理1社、セメント化処理2社の計6社に委託することとしました。一方で、新たに三重県の焼成処理事業者1社に次年度から委託できるよう地元自治体と事前協議を行いました。</p> <p>②焼却残渣の再資源化量は、目標値1,798tに対し、1,937tとなりました(目標達成率107.7%)。再資源化処理の内訳は、熔融化1,202t、焼成処理296t、セメント化処理439tとなりました。</p> <p>③ばいじんの削減に向けて、比較のために現在、使用しているものとは製造元が異なる排ガス処理用薬剤による試験計画を立てました。</p>								
	取組概要に対する審議会評価	4年度	<p>【評価理由】 ①～③の項目全てにおいて、適切な取組が行われており、焼却残渣の再資源化について、調査研究を行い、再資源化が促進できたことから、A評価とする。</p> <p>【取組概要に対する意見】 焼却残渣を資源と考えた取り組みが必要である。</p>							
評価を踏まえた今後の方向性		<p>①熔融処理、焼成処理及びセメント化処理とは異なった新しい再資源化方法の経済性や安全性などについて、調査・研究を進めてまいります。</p> <p>②令和16年度の焼却残渣の全量再資源化に向け、最終処分場への埋め立てとのバランスを鑑みて、委託事業者及び地元自治体と協議を進めながら、それらの再資源化量を増加できるよう、予算確保に努めてまいります。</p> <p>③今年度実施した焼却処理施設の排ガス処理薬剤の試験結果を活かし、ばいじんの発生量を減らす取り組みの検討を進めてまいります。</p>								

3. 最終処分

施策		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終評価
①焼却残渣の減量施策の実施		実施中 →	継続						→	
②最終処分場の安全管理の実施		実施中 →	継続						→	
③最終処分に関する検討		協議 →	継続						→	
評価	市	A	A	A	A	A	A			
	審議会	B	A	A	A	A	A			
取組状況	取組概要	<p>①焼却処理量は、前年度比7,516t減の47,954tとなりましたが、目標(44,648t)を達成することはできませんでした(目標達成率93.1%)。</p> <p>②周辺環境調査として周辺井戸水調査(12回)、浸出水処理施設放流水測定(12回)、発生ガス調査(12回)、地下水調査(12回)並びに遮水シートからの漏水を検知する検知システムの保守点検を委託により実施することで、最終処分場の安全の確保を図り、周辺環境に影響を及ぼすことがないことを確認しました。また、浸出水処理施設のポンプ・コンプレッサー等の保守点検及び修繕、電気設備点検などの維持管理を行い、適正な浸出水の処理を行いました。</p> <p>③最終処分場への焼却残渣の埋立は、民間の処分場に一部を委託し、本市の処分場の埋立率は、令和4年度末で55%となりました。新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、地元関係団体には、維持管理情報を5月と11月に書面で報告しました。</p>								
	会評価 取組概要に対する審議	4年度	<p>【評価理由】 焼却処理量は目標達成には至らなかったものの、前年度より7.5千トン減となったことや最終処分場の安全な管理のための保守点検及び修繕を行い、適正処理ができていることから、A評価とする。</p> <p>【取組概要に対する意見】 評価指標は、「焼却処理量」の比較評価でなく、焼却残渣量の比較評価を記載するのが適切だと考える。また、ごみ排出の総量が大幅な減少、剪定枝などの資源物回収も行われており、焼却処分量の減少は必然であるため、過剰に設定した数値目標の未達成をマイナス評価とするのではなく、数値目標を見直す必要がある。</p>							
評価を踏まえた今後の方向性		<p>①計画的に焼却残渣の再資源化を進めていくとともに、ごみの適正分別はもちろんのこと、剪定枝のリサイクルなど様々な施策を周知し、焼却対象である“ごみ”を削減していくことで、焼却残渣の減量を進めてまいります。</p> <p>②施設内外の点検を定期的実施していくとともに、危険予知活動や打合せを定例的にを行い、早期安定化に向けた適正管理を進めてまいります。</p> <p>③最終処分場が持つストック資産としての有益性を踏まえた上で、地元関係団体との意見交換を継続して行っていくとともに、そのことに加えて、区域外搬出による埋立は、現在契約している民間の最終処分場の運営状況をしっかりと把握しながら効率的かつ効果的な運用を行ってまいります。</p>								

4. 茅ヶ崎市域災害廃棄物の処理

施策		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終評価
①災害廃棄物発生想定量の把握及び処理・処分に 関するマニュアル等の整備		検討 →	計画策定・	マニュアル	の見直し					
評価	市	C	B	B	C	A	A			
	審議会	C	C	B	C	A	A			
取組状況	取組概要	①令和4年10月に神奈川県湘南地域県政総合センター管内自治体などと災害廃棄物の処理フローの研究を行い、災害廃棄物処理業務マニュアルをより実効性のあるものとするための検討を行いました。また、焼却残渣の委託先の事業者との協定創出に向けた検討に着手しました。								
	取組概要に対する 審議会評価	<p>【評価理由】 災害廃棄物処理業務マニュアルを実効性のあるものにするために、近隣自治体と研究を進めていることから、A評価とする。</p> <p>【取組概要に対する意見】 実際に災害が発生した場合の具体的な対応は、気象現象や震災の発生予測に対応して高い優先順位での備えが必要である。また、災害廃棄物の処理方法や処理候補地について、できる限りの市民向けの広報をすることなどの具体的な準備の見える化が必要である。</p>								
評価を踏まえた今後の方向性		災害廃棄物の仮置場については、選定済みではあるものの、利害関係者に大きな影響を及ぼすこととなるため、積極的な事前公表は難しいものと考えております。他方、確保している仮置場の面積は、十分とはいえないため、引き続き、市管理用地・県有地・民地について調査・交渉を進めていくとともに、災害廃棄物処理に関する新たな協定締結の検討を進めてまいります。								

5. 適正処理

(1) 処理困難物等の処理方法についての情報の充実

施策		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終評価
①処理困難物等の処理方法についての情報の充実		実施中 →	継続						→	
②製品の適正なリサイクルルートの周知		実施中 →	継続						→	
評価	市	A	A	A	A	A	A			
	審議会	A	A	A	A	A	A			
取組状況	取組概要	4年度 ①引き続き、「ごみと資源物の分け方・出し方」に掲載するとともに、環境指導員への資料配布やホームページにより周知を行いました。 ②引き続き、「ごみと資源物の分け方・出し方」やホームページ等による製品の適正なリサイクルルートの周知を行いました。また、中身が入ったガスボンベやリチウムイオン電池などの製品が原因で生じるごみ処理施設での火災や機械の故障について、環境事業センター所管のTwitterアカウントを用いて周知を行いました。								
	取組概要に 審議会評価 に対する	4年度 【評価理由】 広報紙などで、イラストなどを多用することなど、ごみの処理方法が分かりやすく情報発信されていることから、A評価とする。 【取組概要に対する意見】 近年リサイクルに適さない資源物(特にビンなど)の排出が増加しているため、市民への周知方法などの対策が必要である。また、ごみ処理施設での火災や機械の故障などに関して、Twitterだけでなく様々な媒体での周知が必要である。								
評価を踏まえた今後の方向性		①分かりやすき見やすさを重視し、様々な媒体を活用し、また、あらゆる機会を捉えて情報発信を進めてまいります。 ②「ごみと資源物の分け方・出し方」やホームページ等に限らず、様々な媒体やあらゆる機会を捉えて、処理困難物や家電リサイクル法対象品目の処理方法やリサイクルルートの情報提供を行ってまいります。								

(2) 不法投棄に対する防止策の検討

施策		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終評価
①重点地域・強化期間等を定めたパトロール・監視の強化		実施中 →	継続						→	
②県や警察との協力関係の強化		実施中 →	継続						→	
③市民・事業者と連携した不法投棄の防止		実施中 →	継続						→	
④キャンペーン等啓発活動の実施		実施中 →	継続						→	
⑤不法投棄に関する調査・研究の実施		実施中 →	継続						→	
評価	市	B	A	A	A	A	A			
	審議会	B	A	A	A	A	A			
取組状況	取組概要	<p>4年度</p> <p>①職員による昼間のパトロールを土日・年末年始を除き毎日実施するとともに、不法投棄発生箇所には不法投棄防止看板(17枚)や監視カメラ(27台)の設置を行いました。また、県と警察との合同パトロール(1回)、職員による夜間パトロール(4回)を実施しました。</p> <p>②茅ヶ崎市不法投棄防止対策連絡会(1回)を開催し、県や警察、地域と不法投棄対策に関する協議や意見交換を行いました。</p> <p>③不法投棄多発地域(小出地区)における意見交換会(1回)を行いました。また、当該地域の小学校と連携し、小学生の描いた絵による不法投棄防止看板を作成しました。それらを設置した付近所では投棄がなくなるなど一定の効果を得ることができました。不法投棄件数は前年度比 66件増の181件、不法投棄量は前年度比49%減(8.9t減)の9.3tとなりました。</p> <p>④5月30日から6月5日までの「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の中で、職員による昼間のパトロールを通常ルートのほか、市街地に拡大して行い、不法投棄の未然防止に努めました。</p> <p>⑤(一財)家電製品協会が実施する不法投棄未然防止事業協力に応募し、覚書を締結することで、不法投棄対策に関する助成金85,745円を活用し、③の小学生の描いた絵による看板作成などを行いました。</p>								
	議会評価	<p>4年度</p> <p>【評価理由】 様々な困難もある中で、不法投棄防止への様々な取り組みを実践しており、着実な活動が不法投棄減少につながっていることから、A評価とする。</p> <p>【取組概要に対する意見】 ③の評価は適切だと考えるが、件数が増えた要因は何かを分析する必要がある。また、ごみ有料化開始とともに不法投棄件数の増加が懸念されることから、対策として監視カメラの設置などが有効であるとする。</p>								
評価を踏まえた今後の方向性		<p>①～⑤1件1件の不法投棄に対して分析を行い、その傾向をベースとしながら、市職員による昼間及び夜間パトロールを行ってまいります。また、地域自治会と連携しながら監視カメラやオリジナル看板の設置に努め、不法投棄多発地域対策を講じてまいります。その他、警察や県との情報共有や合同パトロールを実施するとともに、不法投棄者は市内だけではなく、市外から投棄している実態も散見されることから、隣接自治体との連携強化を進めてまいります。</p>								

【基本方針Ⅲ】市民・事業者・行政の協力体制及び4Rの推進を誘発する支援体制の確立

1. 広報紙等各種媒体の利用による啓発の充実

施策		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終評価
①広報手法・広報内容の検討及び効果的な啓発の実施		実施中 →	継続						→	
②ホームページ、ハーモニアスちがさき(市の広報番組)等の積極的な活用		実施中 →	継続						→	
③公共施設等におけるポスター掲示の活用		実施中 →	継続						→	
④外国人向けごみ情報の案内		実施中 →	継続						→	
評価	市	A	A	A	B	A	A			
	審議会	A	A	A	B	A	A			
取組状況	取組概要	<p>①③令和4年7月にごみ有料化実施に伴うごみと資源物の排出量の速報値(4月)のほか、特に異物混入が目立ったプラスチック製容器包装類等の適正分別に関するチラシを作成し、自治会回覧板及び広報掲示版で周知啓発を行いました。また、3月発行の「ごみ通信ちがさき」の中で、ごみと資源物の排出量の速報値(4～12月)を掲載し、ごみ有料化に伴うごみの減量効果についてお知らせしました。「ごみ通信ちがさき」の中では、ご負担いただいたごみ処理手数料の収支状況と基金の残高についての記事も掲載し、ごみ有料化への理解と将来にわたったごみ減量の取り組みについて周知啓発を行いました。</p> <p>②ごみ有料化に関する特設ページを都度更新し、ごみ有料化の内容(対象品目、対象外品目、袋の種類等)及びごみ排出量の速報値を掲載し、ごみ有料化実施に伴う減量効果を掲載しました。また、食品ロスに関するページもリニューアルし、フードドライブへのご協力を訴えるとともにその寄付実績を掲載しました。</p> <p>④引き続き、「ごみと資源物の収集カレンダー」・「ごみと資源物の分け方・出し方」をホームページ(8カ国語対応)へ掲載しました。また、配布している「ごみと資源物の分け方・出し方」について、外国人にとってより分かり易くなるようイラストを多数掲載するとともに、英語・中国語による概要版を掲載しました。</p>								
	取組概要に対する審議会評価	4年度	<p>【評価理由】 ごみ有料化実施に伴う減量効果の公表や食品ロスに関するページのリニューアルなど、様々な媒体で幅広い対象に啓発が実施できていることから、A評価とする。</p> <p>【取組概要に対する意見】 フードドライブにより寄付された食品がどのように提供されているかなど、寄付された食品の先も見えるようになると良いと考える。今後の更なるごみの減量化、資源物の分別等、施策の推進をする上で市民に届くように様々な媒体を用いての広報を続けて欲しい。</p>							
評価を踏まえた今後の方向性		<p>①②③様々な媒体を活用し、また、あらゆる機会を捉え、啓発を充実させてまいります。また、フードドライブやマイボトルなど、それらの効果の見える化を通じて、家庭や事業所におけるごみ減量化に関する取り組みを後押ししてまいります。</p> <p>④やさしい日本語やイラストの活用に努めるとともに、HPへの掲載により多言語化を行うことで、外国人にとってもわかりやすい案内に努めてまいります。また、ステーション利用者の言語にあわせた啓発看板を作製し、集積場所に掲示することなど、地域からの要望に対しても柔軟に対応してまいります。</p>								

2. ごみ問題に関連した市民対話・環境学習等の充実

施策		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終評価
①ごみ問題に関する市民との意見交換会の実施(重点施策)		実施中 →	継続						→	
②発生抑制、資源化に関する講演会の開催		実施中 →	継続						→	
③児童向け環境学習への市職員の派遣		実施中 →	継続						→	
④親子向け、市民グループ向け等多方面への廃棄物処理施設見学会の実施		実施中 →	継続						→	
⑤市民、事業者向け講座の開催		実施中 →	継続						→	
⑥環境フェアにおける情報発信		実施中 →	継続						→	
評価	市	A	A	A	C	B	A			
	審議会	A	A	A	C	B	A			
取組状況	取組概要	<p>4年度</p> <p>①⑤16自治会等に対して出前講座(環境学習会)を実施し、ごみ有料化実施に伴うごみと資源物の排出量の推移をお知らせするとともに、プラスチック製容器包装類や古紙類の分別の徹底による「お茶碗一杯分のごみダイエット」を提唱しました。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、講演会は中止せざるを得ませんでした。環境フェアなどコロナ禍においても活用できる場において情報発信に努めました。</p> <p>③小学校19校のうち14校に職員を派遣し、計1,421人を対象に環境学習会を実施しました。また、民間事業者と連携し、新たなプログラム(「海洋ごみについての学習」)を開発し、イベントとして提供しました。</p> <p>④施設(環境事業センター)見学会を18回開催し、延べ1,473人の方々にお越しいただきました。</p> <p>⑥10月に開催した「ちがさき環境フェア2022」の中で、フードドライブを実施し、9.9kgの未利用食品の寄付を受付し、食品ロス削減によるごみ減量について啓発を行いました。</p>								
	取組概要に対する審議会評価	<p>4年度</p> <p>【評価理由】 一般市民や児童生徒へのアプローチなどで、環境に対する啓発活動を行い、適切に施策が実行できていることから、A評価とする。</p> <p>【取組概要に対する意見】 環境フェアの中で、講演会・お話し会・ワークショップなどを組み込むことやオンデマンド式の講演や啓発活動も検討することが必要である。評価指標は、できる限り数値化をし目標値や実績値を明確化すること、また、児童・生徒向けの環境教育は、ごみ問題への関心を定着させる重要な施策であることから、積極的に推進していくことが必要である。</p>								
評価を踏まえた今後の方向性		<p>①⑤自治会等を対象とした出前講座(環境学習会)の開催に努め、ごみ有料化実施に伴うごみ排出量の推移やその取組状況などをお知らせするとともに、「お茶碗一杯分のごみダイエット」を提唱してまいります。</p> <p>②講演会の開催については、予算確保が難しく、また、職員自らが講師となることも可能であるため、類似した機会を設けることなどで、啓発の場を増やしてまいります。</p> <p>③児童を対象とした出前講座(環境学習会)の開催に努め、民間事業者と連携しながら、既存のプログラムに加えて新たなプログラムを提供してまいります。</p> <p>④幅広い層を対象としたごみ処理施設の見学会の開催に努めてまいります。</p> <p>⑥環境フェアを重要な機会と捉え、啓発ポスター等の掲示のみに止めず、フードドライブを実施することなど、有意義な情報発信の場として活用してまいります。</p>								

第2編 生活排水処理基本計画

基本目標

施策			29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
生活排水処理率 ((公共下水道接続人口+ 合併処理浄化槽人口) / 計画処理区域内人口×100)		年度ごとの目標(%)	97.3	97.6	97.8	98.0	98.2	97.5	97.7	97.9
		年度ごとの実績(%)	96.5	96.7	96.9	97.1	97.3	97.5		
評価		市	A	A	A	A	A	A		
		審議会	A	A	A	A	A	A		
取組状況	取組概要	4年度	生活排水処理率は、前年度比0.2ポイント増の97.5%(小数点第2位四捨五入)((公共下水道接続人口234,266人+合併処理浄化槽人口6,163人) / 計画処理区域内人口246,655人×100)となりました(目標達成率99.9%)。環境部と連携し、浄化槽や汲み取り式トイレ使用者への納入通知書発送時に下水道河川総務課作成の下水道接続促進に係るチラシを同封しました。また、下水道の役割等をわかりやすく紹介する、下水道だより「みんなの下水道」を発行したことにより、最終目標に向けて順調な推移となりました。							
	取組概要に対する審議会評価	4年度	<p>【評価理由】</p> <p>目標達成をしていること、また、下水道の役割等をわかりやすく紹介する下水道だよりを発行し、最終目標に向けて順調な推移となっていることから、A評価とする。</p> <p>【取組概要に対する意見】</p> <p>生活排水処理率は、100%に近くなるほど向上させるのは難しくなると考えるが、積極的な推進をお願いしたい。また、今後は、生活排水処理率の経年変化がわかる資料を提供して欲しい。</p>							
評価を踏まえた今後の方向性			環境部と協力して実施している下水道接続促進啓発チラシの活用をはじめ、経済的インセンティブである奨励金・補助金制度の活用により、生活排水処理率の最終目標に向けて、公共下水道への接続促進・合併処理浄化槽の普及促進に努めてまいります。また、様々な媒体や機会を通じて啓発等の活動を行うことにより、水洗化への取り組みを継続して行い、生活排水処理率の向上に努めてまいります。							

【基本方針 I】公共下水道(汚水)・合併処理浄化槽の整備促進による生活排水処理の適正処理の推進

1. 公共下水道(汚水)・合併処理浄化槽の普及推進

施策		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終評価
①公共下水(汚水)整備事業の推進		実施中 →	継続						→	
②水洗化奨励金制度等の活用による公共下水道への接続の促進		実施中 →	継続						→	
③補助制度の周知による合併処理浄化槽への転換の促進		実施中 →	継続						→	
評価	市	A	A	A	B	A	A			
	審議会	A	A	A	B	A	A			
取組状況	取組概要	4年度 ①公共下水道整備事業(汚水整備)については、面整備は0.29ha、整備延長は174.92mを整備し、公共下水道処理区域面積は2239.69haとなりました。汚水整備率は、目標値100%に対し98.2%となりました。 ②水洗化奨励金制度(令和2年度3基、令和3年度5基、令和4年度5基)の活用を行うとともに、継続して下水道を新たに整備した地域に加え、告示地域における未水洗化家屋宛の浄化槽や汲み取り式トイレ使用者への納入通知書発送時に、下水道河川総務課作成の下水道接続促進に係るチラシを同封しました。また、下水道の役割等をわかりやすく紹介する、下水道だより「みんなの下水道」を発行しました。これらにより、水洗化普及率は前年度比0.1ポイント増の99.0%となり、100%の普及に向けて順調な推移となりました。 ③合併処理浄化槽設置整備事業について、目標2基(5人槽規模2基)(転換設置)に対し、補助は2基となりました。								
	取組概要に対する審議会評価	4年度 【評価理由】 各施策が、順調に推進していることから、A評価とする。 【取組概要に対する意見】 公共下水道への接続が未整備な地域が残っていることから、着実な整備が求められている。また、整備率等で評価するのは妥当だが、残っている汲取便所や単独浄化槽対策として捉えなければ、実態が見えてこないため、当該人口、戸数、槽数等の資料を提供して欲しい。								
評価を踏まえた今後の方向性		①公共下水道整備事業(汚水整備)については、汚水面整備率100%を目標に据えて、着実に整備を進めてまいります。 ②環境部と協力して、浄化槽や汲み取り式トイレ使用者に納入通知書を送付する際に、下水道河川総務課作成の下水道接続促進に係る啓発チラシを同封し、水洗化の接続促進に関する取り組みを進めてまいります。また、様々な媒体や機会を通じた啓発等の活動を行ってまいります。 ③公共用水域の保全を図り、環境への負荷軽減に寄与するため、今後についても継続して補助事業に取り組み、合併処理浄化槽への転換を進めてまいります。また、関係部局と連携を図り、浄化槽人口等の定量的な資料を提供できるよう準備してまいります。								

【基本方針Ⅱ】安定した収集・運搬と、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

1. し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

施策		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終評価
①し尿及び浄化槽汚泥量の変化に対応した収集・運搬計画		実施中 →	継続						→	
②し尿処理施設の適正な維持・管理		実施中 →	継続						→	
評価	市	A	A	A	A	A	A			
	審議会	A	A	A	A	A	A			
取組状況	取組概要	4年度 ①令和4年度茅ヶ崎市一般廃棄物処理実施計画に基づき、その排出量に応じた体制の整備を昨年度と同様に継続しました。また、委託業者によるし尿及び浄化槽汚泥の汲み取りは、20日に1回定期的に作業を行い、浄化槽汚泥は受付日より2週間以内に作業を実施しました。年間処理量はし尿が1,409キロリットル、浄化槽汚泥が7,833キロリットルでした。 ②寒川町との連絡会議は年2回開催し、寒川町美化センターの維持管理体制の継続を確認しました。また、寒川町美化センターの老朽化対策として、令和5年度に同センターを修繕するための準備を行いました。								
	取組概要に対する審議会評価	4年度 【評価理由】 収集運搬計画が適切に機能していること、また、寒川町と連携し、適正な維持管理を行っていることから、A評価とする。 【取組概要に対する意見】 適正処理を評価する数値として、し尿、浄化槽汚泥の年間処理量は重要なものだが、汲取りや清掃対象とした便所や浄化槽の個数と全体に占めるその割合、また汲取りや清掃の回数・頻度が重要なため、そうした数値の可視化が必要である。								
評価を踏まえた今後の方向性		①②今後についても、寒川町と連携しながらし尿処理施設の修繕状況や設備管理状況等の情報共有を行い、公衆トイレの清掃状況など、個々の管理状況を把握した上で、正しい維持管理に努めてまいります。また、定量的に評価ができるよう数値の整理についても取り組んでまいります。								

【基本方針Ⅲ】水環境の向上に向けた啓発活動等の推進

1. 啓発及び情報提供

施策		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終評価
①浄化槽の清掃の啓発		実施中 →	継続						→	
②広報紙等による情報発信(重点施策)		実施中 →	継続						→	
評価	市	A	A	A	A	A	A			
	審議会	A	A	A	A	A	A			
取組状況	取組概要	4年度 ①新規の浄化槽設置者に対し、適切な維持管理を周知する文書及び法定検査の申込み葉書を発送しました。 ②浄化槽の清掃及び適切な維持管理について、「市民便利帳ちがさき生活ガイド」、市ホームページ、チラシを活用して情報発信を行うことで、啓発を行いました。また、法定検査において不適正と判断された浄化槽について、管理者に対し修繕を行うよう指導を行い、水質改善が図られました。								
	取組概要に対する審議会評価	4年度 【評価理由】 市民便利帳ちがさき生活ガイドなどを活用し、利用者に対して適切な啓蒙活動・情報共有が図られていることから、A評価とする。 【取組概要に対する意見】 今後も継続的な広報活動を実施して欲しい。								
評価を踏まえた今後の方向性		①②市の広報媒体等を通し、関連機関と連携しながら、正しい浄化槽の維持管理方法について啓発してまいります。								